

少年刑事手続に関する二〇一四年少年法改正と  
フィンランドにおける少年法制の現在<sup>いま</sup>

齋 藤 実

1、はじめに

二〇一四年四月、少年法（昭和三三年 法律第一六八号）が改正された。改正された主要な点は幾つかあるが、その中で、本稿で扱う「少年刑事手続」との関係する改正は二点ある。この二点いずれもが、従来少年法に定められていた刑を引き上げていることを内容とする。これらの刑の引き上げは、「少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図る」ことが趣旨と説明される。もともと、二〇〇〇年少年法改正以来少年法は厳罰化の流れにあり、二〇一四年の少年刑事手続に関する少年法の改正も、厳罰化に向けての改正であると評価されることも少なくない<sup>(1)</sup>。本稿では、本改正が果たして「少年刑事手続」の中で、どのような意味を有するのか考えていきたい。また、刑の引き上げにより少年の刑務所での収容の長期化も招く可能性があることから、あわせて、少年受刑者処遇につい

でも検討を加える。

もつとも、このような日本の現状を検討するためには、比較対象があることにより、さらに多角的な考察が出来ると思われる。そこで、本稿では、フィンランドの少年法制を参考にしながら検討したい。フィンランドの少年法制は、今までほとんど日本に紹介されていないが、フィンランドが社会福祉国家であるという背景から、社会福祉を中心とした特色のある少年法制を整えている。もつとも、一定の重大な非行がある場合には、たとえ少年に対してであっても、刑事手続を通じて刑罰を科すことになる。

このようなフィンランドの特色と日本の現状を比較検討し、二〇一四年改正を踏まえた日本の少年刑事手続について検討をしていきたい。

## 2、二〇一四年少年法改正について

### (1) 改正の内容について

二〇一四年少年法改正(平成二六年 法律第二三号)において、本稿と関連する第一点は、一八歳未満の少年に対し無期懲役に代わって言い渡しうる有期の懲役又は禁錮の上限につき一五年から二〇年への引き上げ(五一条二項)である。

少年法は、少年が犯罪をした際に一八歳未満で、死刑及び無期刑に相当する犯罪であった場合に、それを緩和する規定を置いている。すなわち、「罪を犯すとき一八歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、

無期刑を科する」(五一一条一項)とし、「無期刑をもつて処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科すことができる。この場合において、その刑は、一〇年以上二五年以下において言い渡す」(同条二項)と規定していた。この趣旨は、少年の可塑性、人格の未熟さ、少年に対する社会の寛容性、少年の情操保護、などの観点から説明される。<sup>(2)</sup>本改正では、ここで規定されていた「一五年以下」を「二〇年以下」として長期を引き上げた。

第二の点は、不定期刑の「五年から一〇年」であったものを「一〇年から一五年」への引き上げ(五一一条一項)たことである。

少年法は、「少年に対して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す」(五二条一項本文)とし、いわゆる不定期刑を規定している。もつとも、「言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を超えることができない」(同条二項)とし、期間の制限を設けていた。この趣旨は、教育的な配慮から、原則不定期刑として刑期に幅を持たせ、処遇に弾力性を持たせることにある。<sup>(3)</sup>本改正では、従来、「短期は五年、長期は十年」とされていた不定期刑を、短期を一〇年、長期を一五年に改正したのである。

## (2) 改正の趣旨について

これらの改正については、法案提出理由として、以下の説明がされる。「少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講ずる必要がある。」とされる。すなわち、刑の引き上げは、刑罰化を理由とするのではなく、「科刑の適正化」のためになされたものであるとされている。

なお、後に述べるように、本改正は刑の引き上げを内容とすることから、少年はより長期に渡り刑務所（少年院収容受刑者の場合は、少年院）に収容される可能性がある。そのため、いかに少年を処遇するかが重要となるが、参議院法務委員会付帯決議は四項で、「少年院における矯正教育及び少年刑務所における矯正処遇と社会復帰後の更生保護及び児童福祉とが連続性を持って行われ、仮退院及び仮釈放の運用が一層適正に行われるよう、少年に対する支援についての充実について検討を行うこと」としている。

### 3、二〇〇〇年少年法改正と少年刑事手続

#### (1) 二〇〇〇年少年法改正について

二〇〇〇年の少年法改正の内容は、逆送手続に関連して重大な改正を行い、その後の少年刑事手続に大きな影響を与えた。そこで、この点に関する二〇〇〇年少年法改正について、言及したい。

少年法二〇条一項は、「家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない」と規定している。このように、家庭裁判所が一定の要件を満たす事件を検察官に送致する手続を、逆送、検送などと呼ぶ（本稿では、「逆送」と表記する）。

逆送に関連して、二〇〇〇年の少年法改正において、次の二点について改正がされた。

第一の点は、逆送の年齢制限の撤廃である。すなわち、旧少年法二〇条では、逆送時一六歳に満たない少年の事

件について、逆送することが出来なかった。しかし、二〇〇〇年の少年法改正において「家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察官に送致しなければならない」(二〇条一項)とし、年齢の要件は削除され、一六歳に満たない少年についても、逆送することが可能となった。他方で、刑法では「十四歳に満たない者の行為は、罰しない」(四一条)との規定があり、一四歳を満たさない者は刑事責任自体を問うことが出来ない。そこで、刑事責任年齢である一四歳以上の者を逆送することが可能となったのである。

第二の点は、重大事件を原則逆送とした点である。すなわち、一般的には、逆送の決定をするための要件は、①少年が犯行時に一四歳以上であること、②事件が死刑、懲役又は禁錮以上の罪に当たること、③罪質及び情状に照らして刑事処分が相当であると認められること、の三つと説明される。<sup>(4)</sup>さらに二〇〇〇年の改正では、「家庭裁判所は、故意の犯行行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るものについては」「管轄地方裁判所に対応する検察官の検察官に送致しなければならない」ことになった(二〇条二項)。すなわち、①故意の犯行行為であること、②被害者を死亡させたこと、そして③罪を犯すときに一六歳以上であること、の三つの要件を満たす場合には、原則として逆送できるものとしたのである。

## (2) 少年刑事手続について

家庭裁判所により検察官送致決定がなされた後、「検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない」(四五条五号本文)とされる。同条号但書には一定の例外が規定されているものの、検察官は逆送された事件については、原則として「公

訴を提起しなければならない」。そのため、この規定は刑事訴訟法が定めた起訴便宜主義(二四八条)の例外を規定したものとされる。この趣旨は、専門的・科学的な調査を経る家庭裁判所の裁判官の判断に委ねる方が少年の健全育成の実現に資すると考えられたことにある。<sup>(5)</sup>

少年刑事手続も成人の刑事手続と基本的には同様の手続ではある。もともと、少年刑事事件手続について、少年法及び刑事訴訟法規則は、少年であることを理由にいくつかの規定を置いている。

すなわち、刑事訴訟規則はその第四編で「少年事件の特別手続」を規定し、少年刑事事件手続に一定の配慮を示している。その上で、「少年事件の審理については、懇切を旨として、且つ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない」(二七七条)とする。また、少年法五〇条は刑事事件の審理の方針について規定し、「少年に対する刑事事件の審理は、第九条の趣旨に従って、これを行わなければならない」とする。この少年法九条は事件の調査についての規定であって、事件の調査は「なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない」とされる。

さらに、「裁判所は、審理の結果、少年の被告人を保護処分が付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならない」(五五条)。すなわち、一度刑事事件として扱われた事件であっても、審理の結果、保護事件↓刑事事件↓保護事件と移行することが認められているのである。この規定は、刑事手続から保護手続への事件移送を認める少年の刑事事件の特則であり、実質的には刑事処分(手続)と保護処分(手続)を選択する裁量権を少年の刑事事件担当裁判所にも認めたものとされる。<sup>(6)</sup>

以上のように、少年刑事事件手続について、少年法及び刑事訴訟法規則は、少年であることを理由に一定の配慮

を示しているのである。すなわち、少年刑事手続は、通常の刑事事件とは必ずしも、同列に扱うことは出来ない。

#### 4、少年犯罪の動向

##### (1) はじめに

本改正では、既に述べたように、刑の引き上げを内容としている。では、少年犯罪は、どのような動向を示しているのか。その動向について検討する。<sup>(7)</sup>

##### (2) 少年犯罪に関するデータ<sup>(8)</sup>

少年による刑法犯の検挙人員は戦後大きく三つの波があるとされる。すなわち、一九五一年の一六万六四三三人、一九六四年の二三万八八三〇人、そして一九八三年の三一万七四三八人の三つの波である。もともと、一九八三年以降は概ね減少傾向にあり、特に二〇〇四年以降は減少の一途をたどっている。二〇一二年には一〇万一九八八人となり、一九八一年と比べると約三分の一となっている。また、この数字は前年比二二・九%の減少となる。同年の罪名別の検挙人数及び少年比を見ると、一般刑法犯では、窃盗が最も多く四万七七四〇件(五九・七%)、次いで遺失物横領一三一七八件(二六・四%)、傷害五七一四件(七・一%)となる。もともと重大犯罪も含まれており、殺人四八件(〇・一%)、強盗六四三件(〇・八%)、強姦一四七件(〇・二%)、放火一七四件(〇・二%)となっている。<sup>(9)</sup>

(3) 逆送等に関するデータ

二〇一二年の逆送事件<sup>(10)</sup>の検察庁処理人員は、総数は二八八六件であり、その内訳として起訴二七六五件、家庭裁判所への再送致二八件、不起訴・中止九三件であった。<sup>(11)</sup>総数二八八六件の中で、刑法犯は二八七件であり、特別法犯は二五九九件である。これら総数中には、自動車運転に関するものが相当数含まれており、自動車運転過失致死傷等は二三四件、また、特別刑法犯の中で二五六八件は道路交通法違反である。逆送事件のうち、自動車運転過失致死傷等と道交違反により略式命令請求されたものを除けば、ほとんどが公判請求されているという現状にあるといえる。このような運用は、前述した少年法の規定である「検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない」(四五条五号本文)にも沿うものである。

このように逆送される事件が相当数ある背景には、前述したように、二〇〇〇年少年法改正がある。刑事処分ができる年齢が一六歳以上から一四歳以上に引き上げられ点、また、重大事案については原則として逆送としたことが影響を与えているのである。

二〇一二年における、通常第一審における少年に対する科刑状況は、以下の通りであった。すなわち、有罪総数一〇一件、実刑は三六件、執行猶予は六二件。実刑三六件の中で定期刑は一件、不定期刑は三五件であった。また、執行猶予六二件の中で単純執行猶予に付されたものは四九件、保護観察付執行猶予は一三件であった。執行猶予者のうち保護観察に付された者の比率は、成人が九・二%であるのに比べて、少年は二一・〇%であり、保護観察に付された者の割合が多いことが分かる。



(4) 処遇段階に関するデータ

少年の受刑者の数は今日必ずしも多くはなく、ピーク時であった一九六六年には一〇〇〇人を超えていたが、その後減少し、一九八六年以降一〇〇人未満で推移しており、二〇一二年には三九人であった。同年における少年入所者受刑者の人員をみると、無期の者はおらず、「五年を超え一〇年以下」が一九人、「三年を超え五年以下」が一三人、三年以下が一七人であった。

なお、これらの少年受刑者については、「特に設けた刑事施設又は刑事施設若しくは留置施設内の特に分解を設けた場所において、その刑を執行する」(法五八条一項)とされている。これは、被疑者・被告人段階で他の被疑者・被告人との分離を規定した少年法四九条一項同様、悪風感染の防止をすることにその趣旨があり、少年刑務所に収容されることになる。

現在、少年刑務所では、処遇要領の作成に関して、導入期、展開期及び総括機と細かく分割して処遇過程ごと目標を定めている。また、矯正処遇も、特に教科指導を重点的に行い、できる限り職業訓練を受けさせるようにしている。さらには、個別担任制なども導入されている<sup>(12)</sup>。

これらの少年には、仮釈放が認められていることは勿論であるが、さらに、成人と比べて寛大な規定が置かれている。すなわち、無期刑については七年、無期刑が軽減され一〇年以上一五年以下で言い渡された有期の刑(少年法五一条二項)については三年、不定期刑について(少年法五二条一項及び二項)についてはその刑の短期の三分の一が経過したとき、に仮釈放が可能となる(少年法五八条)。

なお、二〇〇〇年少年法改正では、一六歳未満の者に対して逆送をすることができるようになり、これらの者も

刑務所に収容される可能性が生じた。もともと、これらの者に対して「作業」(刑法二二条二項)を科すことができる。十三条二項の規定にかかわらず、十六歳に達するまでの間、少年院において、その刑を執行することができる。この場合において、その少年には、矯正教育を授ける」(五六条三項) こととなった。このように、少年院で刑を執行される受刑者のことを少年院収容受刑者という。一四歳以上で一六歳未満の少年に対しては、少年院で少年院収容受刑者として、矯正教育が行われることになる。

## 5、フィンランドの少年法制について

### (1) フィンランドの少年法制の概要

フィンランドの少年法制<sup>13)</sup>は、北欧型の少年法制に属<sup>14)</sup>し、英米型の少年法制や西欧大陸型の少年法制とは、その内容を異にする。北欧型の少年法制は、「少年裁判所は置かず、犯罪少年を主として福祉法に基づき行政機関の広範な活動の中で取り扱うシステム」などと説明されることがある<sup>15)</sup>。さらに、「実際の処遇において社会福祉機関が、他の多くの国に比べてはるかに大きな役割を演じているという点に着目すれば、北欧型は社会福祉機関による一元的なシステムである」<sup>16)</sup>などとも言われる。

フィンランドの少年法制も、原則としてこれらの特徴を有している。少年は刑事手続よりもむしろ、社会福祉手続により取り扱われそこで改善更生のための取組みがされる。また、少年裁判所は存在しないのみならず、そもそ

も少年法自体も存在しない点も特徴である。

もつとも、福祉機関では十分に対応することが出来ない少年については、一般の成人同様の刑事処分が科されることになる。それゆえ、刑事処分は、数自体は多くないものの、社会福祉機関では対応出来ない場合に、一定の役割を果たしている。

また、フィンランドでは、これら刑事手続か社会福祉手続とは、いずれか一方という二者択一でない点には注意を要する。すなわち、刑事手続と社会福祉手続は、それぞれが相互独立した制度である。そのため、例えば、刑事手続において罰金とされた者が、社会福祉手続では特別施設に収容されることなども十分に考えられる。

なお、少年の年齢について触れると、フィンランドでは刑事責任能力は一五歳以上で認められ、成人年齢は一八歳である。そのため少年とは一五歳以上一八歳未満を示す。もつとも、例えば子ども福祉法二一条では、一二歳以上の子どもであれば、子ども福祉の支援を受けることが可能である。また、二一歳未満の者に対しては、アフターケアがされることもある(同法七五条)。このように、少年の範囲は、必ずしも一五歳以上一八歳未満ではないが、本稿では、少年と言う場合、原則として一五歳以上一八歳未満の者を示すものとする。

## (2) 社会福祉での対応

まず、フィンランドでは少年が何らかの問題を抱えている場合には、全国三八四カ所ある地方自治体の社会福祉局が対応する。フィンランドの少年社会福祉は地方自治体が責任を有することは、子ども福祉法に規定されている(二条)。

少年が何らかの問題を抱えていることが判明する端緒となるのは、警察、家族、医師(なお、医師の場合には通

報義務がある。)さらには地域住民などからの通報であることが通常である。フィンランド全土で、年間約六万人程度が通報される。この数字は、全国の一五歳以上一八歳未満の少年の約七%に該当する。これらの通報等があった場合には、社会福祉局に所属するソーシャルワーカーにより、その少年に対して、約三ヶ月間の調査が行われる(子ども福祉法二六条及び二七条)。もつとも、例えば親のアルコール中毒を原因とする虐待がある場合など、緊急の高い事案であるとソーシャルワーカーが判断した場合には、調査を経ずに、社会福祉局による保護措置がとられることとなる(同法三八条)。なお、ソーシャルワーカーは、少年への社会福祉に大きな役割を有する。ソーシャルワーカーが少年の利益を保護するための責任を有することは、子ども福祉法にも規定されている(二四条)。

注意を要する点は、フィンランドでは少年が「何らかの問題を抱えている場合」に社会福祉局が機能するのであり、必ずしも非行だけを契機として機能する訳ではないということである。フィンランドでは、どのような原因であるかを問わず、問題を抱える少年に対して、国が少年を支援・保護することに重点を置いている。少年が抱える問題がどのような原因で生じたかは、少なくとも社会福祉の分野では、重要ではないと考えられている。少年の抱える問題が、虐待により生じても、貧困により生じても、親のアルコール依存により生じても、あるいは非行により生じても、それらは少年が問題を抱える一つの原因に過ぎない。たとえどのような原因であれ、何らかの問題を抱えている以上、これらの少年を保護し、その少年の将来のために育て直すことが国の役割と考えられているのである。なお、このように社会福祉が子どもを支援・保護が必要と思われる際には、あくまでも少年の意見を聞くことを前提としていることは(子ども福祉法五条)、注目されるべきであろう。そのため、地方自治体が少年に社会福祉の支援・保護をする場合には、原則として本人の同意があることが必要となる。

ソーシャルワーカーによる少年の調査について若干言及すると、調査は社会福祉による支援が必要かどうかを判

断するために行われる。調査は、少年とソーシャルワーカーとの面談が中心となり、その面談の際には保護者は参加しないのが通常である。その内容は、住居環境、家族状況、問題の重大性等、様々な観点についてなされる。

調査の結果、社会福祉による支援が必要とされた場合、地方自治体を中心とした地域社会が中心となり、少年に対して社会福祉が働きかけることになる。問題を抱える少年のうち非行を行った少年も、その多くが、この段階において支援を受けることとなる。この社会福祉による支援が必要か否かは、あくまでも「子どもの最大の利益」(同法四〇条) にとって何が良いかを考える点である。社会福祉局は、あくまでも「子どもの最大の利益」になる支援を考えることになる。

この支援の内容は実にさまざまであり、子どもと家族の問題解決のための支援、財政支援、ボランティアが家族に滞在して支援をする家族支援 (tukialpe)、セラピー受講、など、多様である (子ども福祉法三六条)。これらの支援をする場合には、いずれも本人や家族の同意をとることが原則となる。

家族支援は比較的多く用いられる支援の手法であるが、家族支援担当員であるボランティアが少年やその家族と話をすることなどを通じて、少年にどのような問題があるかを探り、何が子どもの将来にとって最善の方法であるかを、少年やその家族と一緒に考えて考える。通常、一週間に一度程度ボランティアが少年の自宅を訪れ、少年やその家族と話をする。この家族支援担当員は、NPOのメンバーなどが担当するのが通常である。

このように、財政支援や家族支援など、施設に收容しない方法により社会福祉分野からの支援を受ける少年が多く、通報等のあった約六万人の少年の中の全体の五分の四から六分の五程度がこのような支援を受ける。

それ以外の少年については、施設に收容されることとなる。施設に收容する際にも、少年・その家族の同意を得ることが原則となる。

もつとも、本人の同意がない場合には、全国に六カ所ある行政裁判所が、少年を施設に收容する適法性の判断をする。従来、社会福祉局がこのような判断をしていたが、二〇〇六年に行政裁判所へ権限が委譲された。行政裁判所の裁判体は、二名の裁判官と一名のソーシャルワーカー（あるいは心理学者）により構成される。原告は地方自治体であり、被告は少年となるが、通常は両当事者に代理人がつく。もつとも、行政裁判においては、両当事者の対立構造で行うというよりはむしろ、子どもの利益のための当事者双方及び裁判所が考えるという形で行われる。その際に、ソーシャルワーカーが作成した調査報告書、医師の診断書、薬物テストの鑑定書等が証拠として用いられることとなる。

少年施設 (Iastesuojelutulos) に收容される理由は、必ずしも非行を理由とするものばかりではなく、親から虐待された場合、アルコール・薬物依存等の問題様々であり、原因は問わず問題を抱える少年を收容している。少年施設の経営形態は多様であり、個人、NPO、地域社会、そして国が運営するものがあり、その形態は多様である。この中でも、個人が経営するものが全体の八〇％でその数は多い。少年施設に收容される少年の数が増えており、フィンランド全国で年間八〇〇〇から一万人程度の少年が收容されている。<sup>(17)</sup> これらの、少年施設に收容することの目的は、あくまでも、少年の将来を考えて、少年の少年により良い生活を送らせることにある。もちろん、たとえ非行を行った少年であっても、少年施設に收容することの目的は刑罰を科すためではないことは当然である。

### (3) エスポー市の例

具体的な例として、ヘルシンキ市に隣接するフィンランド第二の都市であるエスポー (Espoo/Esho) 市のデータを紹介したい。<sup>(18)</sup> エスポー市の人口は約二六万人であるが、二〇一二年、少年が何らかの問題を抱えているとして、<sup>(19)</sup>

四九八四件の通報を社会福祉局は受けている。通報者の内訳は、警察によるものが八〇一件、学校四五〇件、社会福祉関係者四五〇件などとなっている。

この四九八四件の中で、非行に関連するケースは二九七件であり、その多くが軽犯罪である。少年自身が薬物やアルコールに関わっていると思われるケースは約五〇〇件程度であった。児童虐待が五五二件、親の薬物やアルコール問題は九四二件あり、親の問題が関連する場合も少なくない。

これに対して、これらの少年に関する事件を担当するエスボー市社会福祉局のソーシャルワーカーは四五名である。施設で働く市のソーシャルワーカーを含めると、全体で約一〇〇名となる。

通報を受けた四九八四件のケースは、いずれも原則としてエスボー市社会福祉局のソーシャルワーカーが調査をする。調査の結果、四二%が社会福祉局による何らかの保護を受けている。なお、既に述べたように、少年が保護を受けるためには、原則としてあくまでも少年又はその家族の任意である。そのため、仮に任意の同意を得ることが出来ない場合には、行政裁判所の判断を仰ぐことになるが、その数は多くて年二〇件程度である。

#### (4) 国立少年施設 (Koulu koti)<sup>(20)</sup> との処遇

国立少年施設は一〇〇年以上の歴史がある国営の施設であり、全国で六カ所設けられている。<sup>(21)</sup> 国立少年施設に收容する目的は、少年を保護して教育を与え、その上で就業させることで、少年の自立を促すことにある。少年を出来る限り通常の生活を送ることが出来るようにして、社会復帰させるのである。運営は国が行っているが、その費用の多くは地方自治体により賄われており、約九八%が地方自治体より捻出されている。

国立少年施設に收容される少年は、施設に收容される少年の中でも、最も問題の多い。そのため、收容の原因は

様々ではあるものの、他の少年居住施設に比べて、非行を原因としている少年が多い点に特徴がある。

収容者数は、二〇一〇年一六一人、二〇一一年一六五人、二〇一二年一五三人と、約一五〇人で推移している。<sup>(22)</sup> 収容年齢は一二から一八歳までである。一つの施設には、四〇名前後の少年を収容している。通常、平均収容期間は二年程度であり、最大五年収容することも可能である。最大規模の施設は、リミンカ国立少年施設 (Limingan kouluuskeskus) であり、四五名の少年を収容している。

男女の人数は、二〇一〇年は女四八人・男一一三人、二〇一一年は女五三人・男一一二人、二〇一二年は女五二人・男一〇一人となっている。男女別の大まかな特徴を述べると、男子の方が問題行動をとる少年が多く、また軽犯罪を犯していることが多い。他方で、女子の場合には、精神的な問題を抱えていることが多い。もともと、男子でも、近年では精神的な問題を抱えている少年が増加している。

少年をいずれの国立少年施設に収容するかはソーシャルワーカーの判断による。かつては、少年を家族との居住地とあえて離して、少年の独立を促そうとしていた時期もあった。しかし、今日では、原則として、少年と家族などとの面会の便を図る必要性から、家族の居住地に近い国立少年施設に収容されることが多い。もともと、たとえば、居住地から離れた国立少年施設に収容した方が子どもの利益になると判断された場合には、居住地に必ずしも近くない国立少年施設に収容されることもある。

国立少年施設に収容された少年は、班ごとにチームを組み、一緒に行動をする。一つの班は通常四人から七人程度で構成され男女混合でチームが組まれる。班ごとに一つの建物に居住し、いわば一つの家族のように生活する。それぞれの少年には個室が割り当てられている。

少年は、通常の学校授業を受けることを中心に生活する。国立少年施設には授業棟が設置されているのが通常で



あり、一日六時間から七時間程度の授業を受ける。また、国立少年施設では、出来る限り日常生活に近い生活をさせるように努めている。そのため、例えば、施設の近くに買い物に行くことなどもある。少年と保護者とが連絡が希薄にならないような工夫もされており、例えば保護者が少年のミーティングに参加することなどもある。

国立少年施設で働くスタッフは、授業を担当する職員及びアシスタント職員、さらには授業終了後に少年を支援する職員等がいる。さらに、約三〇人近い授業終了後に少年を支援する職員もいる。これらの授業終了後に少年を支援する職員は、地方自治体の社会福祉局で研修を受けている。この研修の際には、職員と少年との信頼関係を作ることの重要性を教育される。これは、国立少年施設で働く職員全体に共通する意識であり、少年を育て直し、社会に復帰させることを第一の目的としており、その前提として、少年との信頼関係を形成することを重要と考えているのである。六カ所の国立少年施設に勤務する職員の総数は三五八人おり、平均年齢は四一歳である。

国立少年施設では、なるべく一般社会と近い形で生活をさせようとするため、原則として施設をしない。少年の自主性に委ねて生活をさせるのである。ただ、施設をせざるを得ないような処遇の難しい少年の場合には、閉鎖型の特別なユニット (erityinen huolentulo) に収容する。このユニットを持つのは三施設のみである。これらの三施設を合計すると、一六名まで収容が可能である (リミンカ国立少年施設八人、カスプン国立少年施設四人、シッポラン国立少年施設四人)。収容期間は、九〇日以内とされている。概ね収容される少年の六〇%が男子、四〇%が女子となる。

国立少年施設を出た後の生活状況について、現在、調査研究が行われている。かつて行われた調査の統計によると、極めて大雑把な数字で示すと、三分の一の少年が社会に戻り自立的な生活を送っており、三分の一が社会福祉を必要としながら社会復帰し、他方で三分の一が再非行・再犯を行っているとの結果が出ている。

(5) 精神障害を抱える少年の処遇

精神的な問題を抱える少年については、メンタルヘルスケアユニット (eväksikko) に収容される。精神障害を有する少年を精神的な障害の治療目的で収容するものである。現在、メンタルヘルスケアユニットは、タンペレ (Tampere) 及びクオピオ (Kuopio) の二カ所にある。さらに、今後、ヘルシンキも開設される予定である。

国立少年施設では開放的な処遇がなされていたのに対し、メンタルヘルスケアユニットでは治療を目的とした閉鎖的な処遇がされる。また、メンタルヘルスケアユニットでは、少年一人あたり一日八〇〇ユーロから九〇〇ユーロ程度の費用がかかる。少年の平均収容期間は一〇から一八カ月程度であり、医者の判断によりメンタルヘルスケアユニットから退院をするか否かが決定される。

なお、メンタルヘルスケアユニットに収容されながらも、他の社会福祉手続を取ることもあり、また責任能力が否定されなければ刑罰を併用される可能性があることは既に述べて他の社会福祉支援と同様である。

(6) フィンランドの少年刑事手続

たとえ少年であっても、一五歳以上の者であれば刑事責任能力が問われ、もちろん少年であっても、刑事責任は生じうる。今まで見てきたように、フィンランドでは、少年に対し出来る限り、社会福祉の分野により対応しようとしている。そのため、少年が刑事責任を問われることは必ずしも多くはないが、刑罰の対象となる少年は一定数存在する。

少年が刑事責任を問われる場合、その手続は成人同様となる。フィンランドの少年法制にはそもそも少年法がな

く、原則として、少年であるが故の手当はされない。<sup>(23)</sup> すなわち、フィンランドの刑罰は、軽微罰金、罰金、執行猶予、社会奉仕命令、拘禁刑、少年刑罰が規定されている(刑法第六章第一条)。原則的には、これらの刑罰は成人と少年とは異なるらない。もつとも、二一歳未満の少年の場合には保護観察官が保護観察に当たる執行猶予(少年保護観察執行猶予)があり、また、少年刑罰は少年のみを対象とした刑罰である点で、成人と異なる。

少年に科される刑罰としては、罰金が最も多く用いられており、主として窃盗、傷害などの比較的軽微な犯罪に適用される。他方で、度々強盗を繰り返す場合や、重大な傷害などを追わせた場合には、少年保護観察執行猶予となる。少年保護観察執行猶予は比較的多用されており、二〇一〇年には六四四人に適用されている。<sup>(24)</sup>

少年刑罰(Nuorisorangaistus)という新たな種類の刑罰が新設された。これは、社会奉仕命令に教育の要素を加味した刑罰であり、例えば社会奉仕命令を言い渡される場合に、薬物に関する講義の受講などを義務づけ、教育的な意味を盛り込んでいる。少年刑罰は、少年の特性に鑑みて新設されその意味は大きいものの、残念ながら、十分には活用されていない状況にある。制定された当初の二〇〇三年には五二名に付され、その後二〇〇五年の六〇人となったが、これをピークに減少し二〇一〇年には一八人となっている。<sup>(25)</sup> その理由は、他の刑罰が一定の役割を果たしていることがあげられている。少年の場合、施設収容を避けまた副次的に一定の教育効果を持たせるために、保護観察付きの執行猶予に付されることも少なくない。この場合の監視監督は、ソーシャルワーカー等によりなされており、ソーシャルワーカーから教育的な意味合いを持つ指導を受けることが期待出来る。さらに罰金も少年の場合には活用されており、一定の感銘力を与える効果がある。このような少年刑罰の制度を設ける前に既に他の刑罰が活用されており、あえて裁判官は少年刑罰を用いない傾向にあると言われている。

このようにフィンランドでは、様々な方策を用いながら可及的に、実刑を回避に努める。もつとも、それでも毎

年、若干名ではあるが実刑となる少年受刑者も存在する。

#### (7) 少年の刑務所での処遇

少年受刑者の数は、必ずしも多くはない。二〇一〇年、一日あたりの平均受刑者数は、一五歳以上一七歳以下で九人、一八歳以上二〇歳以下で一二一名であった。それ以降微減し、二〇一〇年には、前者は七人、後者は七二人であった。

実刑となった少年受刑者は、少年刑務所に送致されていたが、今日フィンランドでは少年刑務所はない。もっとも、少年受刑者は、成人と分離して収容され、少年のみのユニットを形成している。ケラバ刑務所(Keravam Yankia)が、かつてはケラバ少年刑務所(Kerava Nuorisoyankia)として用いられていた歴史を持つことから、現在でも少年受刑者のための特化ユニットを有しているからである。そのため、今日でも、多くの少年受刑者は、ケラバ刑務所に収容されている。<sup>(26)</sup>

約九〇%の少年受刑者が、アルコール依存に関連する問題を抱えている。一般に、フィンランドの受刑者はアルコール問題を抱えているが、その割合は、少年受刑者の方が多い。このアルコール問題は、その後の再犯率にも関連すると言われ、少年受刑者の約九〇%近いと言われる高い再犯率は、何らかの形でアルコール問題に由来すると言って良い。

このような状況下で、ケラバ刑務所では、WOP-rehabilitationというプログラムを積極的に行っている。このプログラムはケラバ刑務所(閉鎖刑務所)収容時に始め、開放刑務所への移送された後も行われ、さらには仮釈放後も行われる長期に渡るプログラムである。<sup>(27)</sup>意識変化をもたらすことのためにきめ細やかな指導を行うとともに、日常

家事や教育の指導もする。社会福祉、医療機関、アルコールや薬物の治療機関とも連携している。家族との面会も積極的に行う。WOP-Rehabilitationの目標は、犯罪をする思考や行動をとらないようにさせること、アルコールや薬物に頼らずに生きる方法を学ばせること、問題解決方法を身につけること、生きる力を高めること、さらには自立・自立心を高め・社会の一員となること、にある。もともと、WOP-Rehabilitationを受講するためには、一七歳以上二九歳以下であること、残刑が六カ月以上あること、グループワークが出来ること、犯罪組織に所属していないこと、など幾つかの条件がある。

## 6、おわりに―少年法改正とフィンランドの少年法制について

本稿では、二〇一四年になされた少年刑事手続に関する少年法の改正を紹介しつつ、フィンランドの少年法制の概観を紹介してきた。

フィンランドの少年法制を見ると、少年を処遇する幅が広いことに驚く。社会福祉を少年処遇の大きな柱として、非行をした少年を含め「子どもの最大の利益」として何が良いかという観点から、様々な方策が考えられている。そのために、ソーシャルワーカーを中心に地方自治体が、少年にとって最も利益になる方策を考え様々な方策を、それぞれの子どもの特性に配慮しつつ行うのである。

他方で、少数ではあるが、少年に対しても刑罰を科すことが行われている。その際には、むやみに施設収容するのではなく、罰金刑や社会奉仕命令などが活用されている。さらには少年保護観察付執行猶予や少年刑罰などの新設された制度など幅広く用い、出来る限り社会内において処遇している。もともと、刑事処分を科された少年の中

でも、重大な犯罪を行った少年については、刑務所に收容されることになる。刑務所に收容した際に重要なことは、単に刑務所に收容するのではなく、いかに刑務所の処遇を通じて、少年の改善更生を図るかという点である。その一環として、ケラバ刑務所のWOP-rehabilitationのように、集中的なプログラムが行われているのである。

翻って二〇一四年少年法改正について見ると、この改正は、「科刑の適正化を図る」という観点をその趣旨としている。少年の特性にあわせた処遇をするという観点からは、その趣旨は妥当ではないかと考える。ただ、もちろん、参議院法務委員会付帯決議三項にあるように「少年に対する刑事処分に関する規定の見直しの目的は、言い渡す刑を一律に引き上げるのではない」ということは当然である。この改正を契機に、少年に対する量刑が重くなることがあつてはならない。あくまでも、重い刑を科す必要があるが従来の規定では科すことが出来なかつた事案にのみ、「科刑の適正化を図る」必要がある。

もつとも、問題はそれにとどまらない。重要な点は、重い刑を科された少年は長期間刑務所に收容されることになるが、その際の処遇をいかにするかという点である。刑務所に收容する目的が犯罪者の改善更生にある点はもちろんであるが、少年の場合にはその可塑性に鑑み、より一層の働きかけが必要となる。すなわち、本改正により問われていることは、単に少年を施設に收容することのみならず、処遇をより実効的にすることでないだろうか。ただ、現状の少年刑務所の処遇内容で、少年の特性に応じた働きかけが出来るかは疑問である。現在日本には、少年受刑者を対象としたプログラムはない。今後は、そのようなプログラムを充実化させることが必須であろう。

そのような中で、フィンランドの試みは、日本にとつても大きなヒントとなる。もちろん、フィンランドのような高度に発達した社会福祉制度を有する国と、日本を一概に比較することは出来ない。ただ、幅広い制度を用意し、少年の特性にあわせた処遇を行うという観点は参考になるであろう。社会福祉の分野では、子どもの最大の利益の

ために、ソーシャルワーカーが中心となり様々な働きかけを行っている。国立少年施設が、丁寧子どもを処遇している点は、その最たるものである。また少年刑事手続においても、ケラバ刑務所では、いったん少年を施設収容した後は、単に収容するのみならず、その特性に応じたプログラムを用意し、丁寧に処遇を行っている。これらの点は今後の日本の少年処遇を考えるにあたり、極めて重要であると考ええる。

- (1) 二〇一四年四月一八日毎日新聞朝刊「社説」(五頁)、二〇一四年四月一八日毎日新聞朝刊「社説」(五頁)等。
- (2) 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法(第三版)』(有斐閣、二〇〇九年)四六三頁。
- (3) 前掲注(2)四六六頁。
- (4) 裁判所職員総合研修所『少年法実務講義案(再訂版)』(財団法人司法協会、二〇〇九年)二一八頁。
- (5) 前掲注(2)四三九頁。
- (6) 前掲注(2)四七二頁。
- (7) 少年事件は減少化傾向にあることから、二〇一四年改正に対して慎重な姿勢を見せる立場もある(二〇一四年四月一八日毎日新聞朝刊「社説」(五頁)等)。
- (8) これらのデータについては、法務省法務総合研究所編『平成二五年版 犯罪白書―女子の犯罪・非行― | グローバル化と刑事政策』(二〇一三年)八六頁以下。
- (9) 前掲注(3)八九頁。
- (10) 少年法二〇条により、家庭裁判所が「死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪責及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致」されたものを言う。
- (11) 前掲注(8)一二〇頁以下。以下(三)(四)の他のデータの出典も同様である。
- (12) 犯罪白書 なお、法制審議会少年法部会第二回会議での花村関係官のコメントが、参考になる(法制審議会少年法部会

第二回会議事録9(一頁)。

- (13) 少年法制とは、「一定年齢の未成年者(少年)の逸脱行動に対する社会統制の法的枠組」を示す(澤登俊雄「少年法入門(第五版)」(有斐閣、二〇一一年)二七二頁)。
- (14) スウェーデンの少年法制については、澤登俊雄・斉藤豊治編『少年司法と適正手続』(成文堂、一九九九年)三七九～三九三頁等参照。
- (15) 前掲注(13)二七三頁。
- (16) 前掲注(13)二七四頁。
- (17) フィンランドのデータを見る場合にはフィンランドの人口について留意する必要がある。二〇一三年一二月末現在の人口は、五四五万二七〇人である([http://stat.fi/til/vaerak/index\\_enhtml](http://stat.fi/til/vaerak/index_enhtml))。
- (18) ここで述べたデータ等は、二〇一三年九月に行ったエスポー市社会福祉局職員の方々とのインタビュー調査によるものである。
- (19) 二〇一三年一二月時点のエスポー市の人口は、二六万七五三人である([www.espo.fi/EF1](http://www.espo.fi/EF1))。
- (20) フィンランド語のkoulu kotiを直訳すると「学校の家」となる。英語訳はreform school(少年院)となるが、非行をした少年以外にも収容していることから、「国立少年施設」と訳した。
- (21) これらの施設は、原則として、フィンランド語で処遇をされている。スウェーデン語を母国語とする少年は、ラングマンスガーデン国立少年施設に収容される。
- (22) [www.valtionkouluksidit.fi](http://www.valtionkouluksidit.fi)
- (23) フィンランドの刑事手続については、齋藤実「刑事裁判への市民の参加ーフィンランドの参審制度を中心として」『刑政』二二一卷六号(二〇一〇年)二二一～二三頁、等を参照下す。
- (24) <http://www.rikkosseuraamus.fi/en/index/sentences/communitysanctions/supervisionconditionallysentencedyoungoffenders.html>
- (25) <http://www.rikkosseuraamus.fi/en/index/sentences/communitysanctions/juvenilepunishment.html>
- (26) ケラバ刑務所に行くか、一般刑務所に行くかは少年が選択できる。そのため、少年の中には、一般刑務所を選択する者



も少数ではあるが存在する。  
(27) 齋藤実「フィンランドにおける受刑者処遇の現在(いまーノルウェーの受刑者処遇と比較しつつー)」「犯罪と非行」  
一七一号(二〇一二年)一三六・一三七頁。